令和４年３月１日

**日本ＹＥＧ　各種大会・諸会議・事業実施における開催方針**

（第３版）

日本ＹＥＧが主催する各種大会・諸会議・事業（以下事業等という）、の実施に当たっては、以下の方針を遵守し実施することとする。また、事業等を担当する者は、以下の方針に基づいた詳細案内を事前に行い、参加者への周知徹底を図ることとする。なお、本方針については定期的に見直し、状況に応じた内容に修正していくものとする。

尚、今回の開催方針については令和４年３月１日より適用する。

**【開催にあたり】**

（１）開催地が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置対象地域の場合

　別表に則って開催する。また感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表すること。

　このチェックリストは各種大会・諸会議・事業終了日から1年間保管とする。

　（別表）開催制限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収容率 | 人数上限 |
| 大声なし | １００％以内　※１ | ５，０００人または収容定員５０％以内のいずれか大きい方 |
| 大声あり | ５０％以内　※２ |

　　　※１　収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔を空ける。

　　　※２　収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ２m、最低１m）を空ける。

※ここでいう開催地とは、開催地ＹＥＧだけでなく、親会も含めることとする。また、数百人規模の大会等、事業が一定規模以上になった場合には、行政も含むこととする。

※開催地が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置対象地域に該当しない場合は、行政・自治体の定めるガイドライン等に従うものとする。

（２）抗原検査の実施について、開催地が求めた場合には下記どちらかの方法にて実施する。なお、開催地が抗原検査に加え、ＰＣＲ検査を求める場合にはそれに従うものとする。

① 参加者へ事前に抗原検査キットを送る。当日各自検査を行ってもらい、受付にて検査結果の確認。

② 当日会場にて抗原検査場を設け、その場で実施・確認。

なお、（１）①において、事前にＰＣＲ検査を受けた場合でも当日抗原検査を実施すること。

**【設営・運営について】**

（１）感染症対策について

① マスク着用の徹底を案内する。マスクの予備も準備する。

　 ② 受付手前で検温を実施し「健康状態申告書及び新型コロナウイルス感染防止対策に関する同意書」へ記載いただく。

③ 会場入室の際は設置されたアルコール液で手指の消毒をお願いする。（設置場所、個数の確認）

（２）会場の換気について

法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分間以上）の徹底

　　　＊室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。

　　　＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。

　　　＊必要に応じて、湿度40％以上を目安に加湿も検討。

**【食事（昼食・夕食）について】**

事業の中で飲食を行う場合は、以下の要件を満たした場合のみ可とする。

1. 最低１ｍ以上の距離をとり、スクール形式の配置での黙食。
2. 食事中は席を離れず、マスク会食（飲食以外の時間はマスク着用）。
3. 酒類の提供はなし。

* 感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外においては自粛を求めることとする。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保やマスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。